

令和6年2月1日  
(令和6年6月17日更新)  
(令和6年11月22日更新)  
(令和6年12月16日更新)

## 申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ & A

- (問1) 今般の見直しの趣旨を教えてほしい。
- (問2) なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。
- (問3) 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。
- (問4) 金融機関や行政機関等から收受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。
- (問5) 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。
- (問6) 収受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。
- (問7) 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望する場合には、どのようにしたらよいか。
- (問8) 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。

(問1) 今般の見直しの趣旨を教えてほしい。

(答) 国税庁においては、政府の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）等を踏まえ、納税者の利便性の向上等の観点から、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、申告手続等のオンライン化、事務処理の電子化、押印の見直し等、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

令和5年度のe-Tax利用率は、所得税申告で69.3%、法人税申告で86.2%に達しており、今後もe-Taxの利用拡大が更に見込まれるほか、「申告書等情報取得サービス」などのDXの取組の進捗も踏まえ、国税に関する手続等の見直しの一環として、令和7年1月から書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないことといたしました。

(問2) なぜ、令和7年1月から取扱いを見直すこととしたのか。

(答) 十分な周知期間を確保し、納税者の方や関係機関の方々に対して丁寧な周知・広報を行う必要があることを踏まえて、令和7年1月から取扱いを見直すこととしました。

(問3) 納税者等が申告書等を提出した事実を確認したい場合はどのようにすればよいか。

(答) e-Taxを利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により確認することが可能です。

書面で申告した場合であっても所得税の申告書等については、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」、「納税証明書の交付請求」により確認することも可能です。

なお、申告書等の控えへの收受日付印の押なつは行いませんが、申告内容等の事後の確認などのため、必要に応じてご自身で、控えの作成及び保有をしていただきますようお願いします。

オンラインを利用しない場合であっても、従来どおり、税務署において「保有個人情報の開示請求」、「申告書等の閲覧サービス」、「納税証明書の交付請求」といった手段により確認することも可能です。

また、令和7年1月以降、当分の間の対応として、窓口で交付する「リーフレット」（今般の見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法をご案内するもの）に申告書等を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものを、希望者にお渡しいたします。

郵送等により申告書等を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を

同封された方に対しても、窓口での收受の場合と同様、当分の間の対応として、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送いたします。

仮に、申告書等を提出したにもかかわらず、税務署等から、「申告書等が提出されていないのではないか」といった問合せがあった場合などには、納付状況や他の証拠書類を確認しつつ、税理士及び納税者の方からの聴き取りなどを行った上で、そのリーフレットと申告書等の控えなどを確認させていただくことで、原則として、その日に税務署に来署し、申告書等を提出されたものとして取り扱います。

(問4) 金融機関や行政機関等から收受日付印の押なつされた控えを求められる場合がある。

(答) 国税当局から、金融機関や補助金・助成金などを担当する行政機関などに対して、今般の見直し内容について事前に説明等を行い、「令和7年1月以降は、各種の事務において收受日付印の押なつされた申告書等の控えを求める」ことを徹底するようお願いしてきたところです。

今後も、周知徹底に努めてまいりますが、仮に、令和7年1月以降においても、收受日付印の押なつされた控えの提出を求める各種機関を把握した場合には、国税当局から個別に説明を行う予定です。

(問5) 申請書等の取下書や充当申出書などをe-Taxで提出したいので、できるようにしてほしい。

(答) 「充当申出書」については、令和6年1月から、PDF形式で提出する「イメージデータで送信可能な手続」の対象手続に追加しました。

また、令和6年11月から税理士等※が「税務代理権限証書」の「その他の事項」欄に申請書等の取下げの意向を入力のうえ、代理送信いただければ、税務署等において「申請書等の取下書」として取り扱うこととしました。

※ 税理士等は、税理士、税理士法人、通知弁護士及び通知弁護士法人をいいます。

(参考) e-Taxホームページ「税理士及び税理士法人等向けのよくある質問」

[「税理士等が「申請書等の取下書」を代理送信することができますか」](#)

(問6) 収受日付印を押なつした控えで確認しなくてもいいように、e-Taxのマイページの充実を図ってほしい。

(答) e-Taxでは、「本人（法人）情報」や申告の参考となる「各税目に関する情

報」について、納税者本人が確認することができる「マイページ」を提供しており「申告の種類」（青色申告か白色申告か）や「簡易課税制度選択届出の適用状況」などを確認することができます。

今後、マイページの「各税目に関する情報」に「贈与税関係」を新たに追加し、過去にe-Taxで提出された贈与税申告書が参照可能になる予定です。

（令和7年1月対応予定）

また、e-Tax上で納税者と「委任関係の登録」を行った税理士については、納税者のマイページで確認できる「各税目に関する情報」をはじめとする情報が参照可能になる予定です※。（令和7年5月対応予定）

※1 既に「委任関係の登録」を行っている税理士の方は、改めて「委任関係の登録」を行うことなく参照することができます。

※2 参照に当たっては、税理士の方の電子証明書による認証が必要となります。

※3 令和7年5月時点では、電子通知を希望した通知書等など、参照できない情報があります。

（参考）マイページの「各税目に関する情報」で確認できる主な情報

【個人】（情報更新は年1回、例年1月中旬以降）※確認にはマイナンバーカードが必要

所得税：申告の種類（青・白区分）、電帳法に基づく届出書（又は承認申請書）、  
予定納税額

消費税：「簡易課税制度選択届出」、「課税事業者選択届出」、「課税期間特例選  
択届出」の適用状況、中間納付税額、中間納付譲渡割額

【法人】（情報更新は年1回、事業年度末からおおむね1か月以内）

法人税：申告の種類（青・白区分）、中間申告分の法人税額、中間申告分の地  
方法人税額、申告期限の延長の特例に関する事項・申告期限延長期間、  
電子申告義務の有無

消費税：課税期間特例選択届出書の適用状況、中間申告分の消費税額、中間申  
告分の地方消費税額、申告期限の延長に関する事項・申告期限延長期  
間、電子申告義務の有無

（問7） 当分の間の対応として交付するリーフレットについて、交付を希望す  
る場合には、どのようにしたらよいか。

（答） 窓口等で申告書等を提出する場合は、職員に対し、リーフレットの交付を  
希望する旨を申し出てください。郵送等により申告書等を提出する場合は、  
切手を貼付した返信用封筒を同封して送付してください。

また、リーフレットの後日交付依頼や紛失した場合の再発行依頼があった  
場合は、日付・税務署名の記載されていないリーフレットを交付します。

(問8) 当分の間の対応として交付するリーフレットにおいて、提出書類の記録等として設けられているメモ欄にはどのような内容を記録すればよいのか。

(答) メモ欄については、納税者の方が、備忘等の観点から任意に記載する欄として便宜的に設けさせていただいておりますので、必要に応じて、提出書類の書類名を記載する等ご利用ください。

(参考) 当分の間交付するリーフレット

窓口用（表）

## 申告書等の提出について

令和●年●月●日

●●税務署

**本日、書面で提出された申告書等を受け付けました。**

- 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受印押捺を行っておりません。
  - 申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。
- ※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。
- ※ 申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください（概要は裏面参照）。

詳細は国税庁  
ホームページを  
ご覧ください



(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

<input type="checkbox"/>	年分	税	申告書
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			

- **申告書等情報取得サービス（オンライン申請のみ）**
  - ・ 書面申告の場合も、e-Tax を利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ（PDF）を取得することができます。
  - ・ 本手続の利用には、マイナンバーカードが必要です。
  - ・ 申請からイメージデータ（PDF）の取得までには数日かかりますので、あらかじめご了承ください。
  - ・ 直近年分の所得税の申告書等の申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります（例：令和6年分の申告書の場合、令和7年5月1日以降に申請可能）。
  - ※ 法定申告期限（翌年3月15日）後に申告書等を提出している場合は、税務署における処理のため、申請が可能になるまでしばらく時間を要することがありますので、あらかじめご了承ください。
- **保有個人情報の開示請求（オンライン申請可）**
  - ・ 税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申告書等の内容を確認することができます。
  - ・ 写しの交付まで約1か月程度かかります。
  - ・ 手数料は、300円（オンライン申請の場合は200円）です。
  - ・ 法人の申告書等には利用できません。
- **税務署での申告書等の閲覧サービス（税務署窓口での申請のみ）**
  - ・ 税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。
  - ・ 申告書等が業務センターや外部書庫等に保管されている場合がありますので、申請される際は事前に税務署宛にご連絡いただくと手續がスムーズです。
  - ・ 閲覧対象の申告書等が当日收受したものである場合には、原則として、当日中は閲覧サービスを申請することができませんのでご注意ください。
  - ※ 所得税等の確定申告期においては、閲覧可能となるまでに、特にお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- **納税証明書の交付請求（オンライン申請可）**
  - ・ 納税証明書の交付請求を行うことにより、確定申告書等を提出した場合の納税額又は所得金額の証明書を取得することができます（納税証明書では、提出年月日を確認することはできません。）。
  - ・ 手数料は、税目ごと1年度1枚につき400円（オンライン申請の場合は370円）です。
  - ※ 所得税等の確定申告期においては、発行までに、特にお時間をいただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。



## 申告書等の提出について

書面で提出された申告書等を受け付けました。

- ・国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。
- ・申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」は、国税庁・国税局・税務署に提出（送付）される全ての文書です。申告書等を e-Tax により提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。また、e-Tax を利用していない場合も含めて、申告書等の提出事実・提出年月日を忘失した場合等の確認方法については、国税庁ホームページをご覧ください。

詳細は国税庁  
ホームページをご覧ください



令和●年●月●日 ●●税務署

郵送用(裏)

(以下のメモ欄は、備忘のため、提出書類の記録等にご使用ください。)

□	年分	税	申告書
□			
□			
□			
□			
□			